



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

《会計・税務の知識》 財源規制と取締役等の責任

平成18年5月1日に会社法が施行されたのに伴い、配当や自己株式の取得を機動的に行うことが可能となりました。とりわけ自己株式の取得については、会社の資本政策としてのみならず、時には組織再編の一プロセスとしても利用されるなど、今日では戦略的な利用も行われるようになってきています。

しかしながら、これらの行為は、決して無制限に行える訳ではなく、俗に言う『財源規制』による縛りが存在します。当該規制の存在自体は多くの方がご存知でしょうが、「詳細については殆ど知らない」、という方を時折見受けまますので、本稿では『財源規制』について簡単におさらいしてみたいと思います。特に、「3. 取締役等の責任」については、誤った解釈をされている方もいらっしゃるのではないかと思いますので、ぜひこの機会にご一読いただければ幸いです。

1. 財源規制の概要

『財源規制』は、剰余金の分配により株主に交付する金銭等の総額は、その行為が生ずる日(以下、効力発生日)における分配可能額を超えてはならない、という会社法上の規制です(461条1項)。剰余金の分配には、配当のほか、有償で行う自己株式の取得なども含まれます。

もし分配可能額を超えて剰余金の分配を行った場合には、取締役等に対し当該分配額を支払う責任が課せられています(462条1項)。

2. 分配可能額の計算

分配可能額(461条2項)を計算するにあたっては、①期末日時点の剰余金の金額の計算、②期末日から効力発生日までの剰余金の変動額の調整、③その他の調整、の3段階で行います。

①期末日時点の剰余金

以下のとおり容易に計算できます。

その他利益剰余金+その他資本剰余金

②期末日から効力発生日までの剰余金の変動

配当や自己株式の処分・消却、準備金の積み立てなどを行ったことによる、期末日後の剰余金の変動額を加減算します。

③その他の調整

(ア)自己株式にかかる調整

期末日後に自己株式の処分を行った場合の自己株式処分価額および効力発生日の自己株式帳簿価額を減算します。

(イ)その他有価証券評価差額金にかかる調整

その他有価証券評価差額金がマイナスの場合、その

実態は資産の含み損であることから、当該マイナス部分を減算します。

(ウ)その他の特殊項目

他にも、貸借対照表にのれんや繰延資産が計上されている場合など、別途調整が必要となる場合が省令で定められていますが、ここではスペースの関係から割愛させていただきます。

3. 取締役等の責任

(1) 支払義務を負う者

違法な剰余金の分配を受けた者(=株主)および当該行為の執行に関与した取締役は、連帯して分配額を会社に対し支払う責任を負います。

ここでポイントとなるのは、違法であることにつき善意の株主にも返還義務が課せられているという点です。一般的な感覚として、違法な剰余金の分配に関与した取締役が填補責任を負うのは違和感がないところかと思われそうですが、直接執行に関与しない株主が、しかも善意の株主が責任を負うというのは、いささか驚かれる方もいるでしょう。

(2) 填補すべき金額

分配可能額を超えて剰余金の分配を行った場合に取締役等が支払わなければならない金額は、分配可能額を超過した部分ではなく、分配額そのものになります。この責任は、原則として免除することができないとされています。ただし、総株主の同意があった場合には、分配可能額を限度として、取締役の責任を免除することができます(462条3項)。

取締役等の責任を、「分配可能額を超過した部分を填補する責任」と誤解している方もいらっしゃいますが、それはあくまでも総株主の同意があった場合の例外的な取り扱いであるという点が重要です。

4. おわりに

以上より、剰余金の分配に関する責任がいかに重いものであるということをご理解いただけたと思います。実際、2009年の三洋電機(株)の事例では、旧経営陣が多額の責任追及を受けることになりました。当該事例では不適切な決算により利益が水増しされたことが違法配当の原因になったようですが、このようなリスクは、同社のような上場会社よりもむしろ会計監査を受けていない非上場会社により顕著に存在するのではないかと考えられます。非上場会社の取締役や財務担当の方はぜひご留意ください。

剰余金の分配を行う際には、事前に税理士や公認会計士、弁護士などに相談することがリスク回避につながるでしょう。(担当:工藤)